

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。 **【企画政策課】**

(回答)

今後も、第五次春日井市総合計画に基づき、「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」の実現をめざして、施策推進に努めていきます。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。 **【企画政策課】**

(回答)

今後も引き続き、住民の最も身近な基礎自治体として、市民の皆様が望まれるサービスの提供に努めていきます。

- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください

い。

【収納課】

(回答)

今後、整理機構に参加する予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【生活援護課】

(回答)

生活援護課では、専任の面接相談員を複数配置して、相談者の生活状況を可能な限りの確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めています。生活保護申請の意思が確認された場合には、すみやかに申請書を交付しています。

また、申請書受理後は、法定期限内での保護開始決定に努めています。

面接相談においては、手持ち金や、電気、ガス、水道の使用状況などを確認するとともに、状況に応じて、社会福祉協議会による緊急小口融資などとの連携を図り、対応しています。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【生活援護課】

(回答)

本市では申請する権利を侵すことはありません。

市臨時職員への採用実績はありますが、就労支援等につきましては今後、他自治体の動向等も見ながら検討していきます。

なお、自動車の保有等については課内の検討会で判定しています。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【生活援護課】

(回答)

法に基づき適切に対応してまいります。

- ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【生活援護課、人事課】

(回答)

職員の配置については、前年度に比べて正規職員を1名増やして対応しています。今後も、ケースワーカーなどの専門職を含む正規職員については、適正な人事配置に努めます。

研修については、ケースワーカー全国研修会等、業務に関連する研修会には積極的に職員を参加させています。また、月に一度、外部講師を招くなどした担当研修を実施しています。

- ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【生活援護課、人事課、総務課】

(回答)

現在、警察官OBを面接相談員として配置していますが、生存権侵害にあたるような服務はしておりません。今後も、適切な人材配置に努めていきます。

- ★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。【生活援護課、市民税課、保険医療年金課、介護保険課、障がい福祉課、学校教育課】

(回答)

生活保護費の引き下げにより、低所得世帯向けの減免制度の中には、連動して適用基準額が引き下げられるものがあります。このうち、今年度の就学援助については、生活保護基準引き下げ以前の基準により認定を行うことにしています。また、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業については、生活保護費の引き下げによる影響を受けないように基準を見直しました。個人市民税の非課税基準につきましては、総務省令で定める率の引き下げ（現時点では未定）を受け、近隣市町村及び同規模市の対応を調査し、検討していきます。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【介護保険課、財政課】

(回答)

一般会計からの繰り出し金を増やすことは、制度を利用していない世代への負担の増加につながるため、繰り出し金を増やすことで保険料の引き下げを行うことは、考えていません。

介護保険料については、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に負担能力に応じて設定されています。平成24年度からの第5期保険料の設定では、3段階を細分化して低所得者層に配慮しました。また、市民税本人課税層への保険料率の激変緩和措置及び保険料区分の他段階設定を行い、所得区分を8段階から10段階としました。

- ★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。【介護保険課】

(回答)

介護保険料の減免は、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合に行っています。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。【介護保険課】

(回答)

介護サービスの利用料の減免については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を軽減する制度があります。また、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上減額を定めた高額介護サービス費の支給制限や、施設入所者の居住費・食費の特定入所者介護サービス費等により、低所得者への負担軽減制度が行われています。

- ④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。【介護保険課】

(回答)

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、第5次春日井市高齢者総合福祉計画での実施はありませんが、地域包括ケアシステムを実施していく場合には、生活支援サービスは切り離せない問題になりますので、医療、介護及び福祉の連携を考慮しながら、適切な介護予防サービス及び地域支援事業の実施に向けての調査研究を進めていきます。

- ⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。【介護保険課、高齢福祉課】

(回答)

平成24年度末現在、市内には特別養護老人ホーム7施設、小規模特別養護老人ホームは4施設があります。

また、地域密着型サービスの小規模特別養護老人ホームについて、平成25年度着工に向けて1か所の整備を行っているほか、平成26年度については、7月に整備事業者の募集を行いました。

特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護などについては、高齢者総合福祉計画に掲げる「基本目標2 地域で安心して生活できる支援体制の充実」を実現するため、整備目標達成に向け、社会福祉法人等による整備を支援していきます。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。【介護保険課】

(回答)

地域包括支援センターについては、人口規模や地域のバランスを考慮して設置されており、市は責任主体として、その運営に適切に関与しています。

また、委託費は、地域包括支援センターの事業実施について必要な経費を見込んで決定しています。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。【企業活動支援課】

(回答)

介護・福祉労働者に限るものではありませんが、市内にある中小企業の人材育成を目的とし、指定の研修に関して受講料の50%（上限10万円）を助成しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。【高齢福祉課】

(回答)

配食サービス利用助成や、介護認定前的高齢者を対象にホームヘルパーを派遣し、家事支援を実施しています。

また、市内23の地区社会福祉協議会では、事前に登録をされた高齢者や障がい者等に、日常生活での簡単な支援や電話での安否確認等を行う「ちょっとお助けサービス」を実施しています。

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実し

てください。

【交通対策課】

(回答)

かすがいシティバスは、民間バスが運行しておらず、高齢者が多く住んでいる地域を中心にバス路線を設置しております。また、75歳以上の高齢者は運賃を200円から100円に割引く制度を実施しており、障がい者については、手帳所持者を無料としています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【高齢福祉課】

(回答)

社会福祉協議会が市内8か所の公民館等で介護予防活動支援事業を実施しています。また、地区社会福祉協議会等では、ふれあいサロン事業を10地区で、いきいきサロン事業を16地区で行っています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【住宅施設課】

(回答)

市営住宅の各住棟の1階出入り口には、スロープを設置しているほか、平成18年度以降に整備した住戸については、玄関戸を全て引き戸とし、僅少な段差になるように施工しました。また、3階建以上の住宅には、全てエレベーターを設置し、バリアフリー化を図りました。

今後につきましては、市営住宅の基本指針である「春日井市市営住宅総合再生計画」に基づき、既存の下原住宅用地で建替を進めることにしていますが、入居者の高齢化に配慮し、誰もが快適に使用できるように、共用部、住戸部を含めてバリアフリー化を計画しています。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【高齢福祉課】

(回答)

配食サービスは、週4回実施しています。1食当たり300円の助成金を受けると自己負担260円から配食サービスを受けることができます。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【介護保険課】

(回答)

平成19年10月より、住宅改修及び福祉用具購入について、受領委任払い制度を開始しました。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【介護保険課】

(回答)

「要介護認定」と「障害認定」は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられるため、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準により認定を行っています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。【介護保険課】

(回答)

すべての要介護認定者ではありませんが、春日井市障害者控除対象者認定要綱の基準に該当する対象者には、毎年1月に障がい者控除対象者認定書を個別に一括発送しています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。【保険医療年金課】

(回答)

今後の県の動向や各市町村の動向を注視していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療年金課】

(回答)

当市では、平成22年7月より、子ども医療費助成の通院に係る対象者を小学校3年生から中学校3年生まで拡充しました。現在のところ、18歳までの拡充は考えていません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療年金課】

(回答)

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方については、昨年10月診療分より全疾病を対象とし、自己負担分の2分の1に相当する額を助成しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療年金課】

(回答)

後期高齢者医療被保険者で、身体・知的障がい者など、母子・父子家庭、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者)が医療機関などで受診した場合には、入通院に係る医療費の自己負担分を助成しています。

また、本市では、県制度よりも対象を拡充して、非課税である独り暮らし高齢者、自立支援医療(精神通院医療)受給者を助成対象としています。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。【保険医療年金課】

(回答)

該当者には個別に申請勧奨をを行っていますが、申請が煩雑になるため、申請書の送付は検討していません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短

期保険証は、発行しないでください。

【保険医療年金課】

(回答)

滞納者の預金等財産調査し、生活実態を十分見極めたうえで保険料の徴収や差押えを実行しています。また、資格証明書及び短期保険証の発行は、被保険者間の負担の公平の観点から保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間にわたって、保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、機械的に実施するものではありません。

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【子ども政策課】

(回答)

平成23年度に、子宮頸がん検査やクラミジア検査、HTLV-1検査等が追加されて、妊娠期に必要な健診項目を充実させながら出産までの健康管理を図っているところです。産後健診の助成については、今後の動向を見守っていきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

(回答)

春日井市では、ここ数年の就学援助の認定対象者数が、年10%程度の割合で増加していますが、平成18年度に準要保護者に対する国庫負担が廃止された以降も、市では就学援助の内容を据え置き、制度が後退することのないよう努めてきました。本市の認定基準は近隣市町と比較しても決して低いと認められず、認定基準を緩和することは検討していません。また、今年度は生活保護基準引き下げ以前の基準により認定を行うことにしました。

申請の受付については、学校との連絡を密にとる必要があること及び認定後の文書のやり取りが学校を通して行われることから、原則として学校での受付としています。

なお、当市では申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。年度途中でも申請できることについては、案内文書及びホームページに掲載しています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。 【学校給食センター】

(回答)

学校給食費は、給食の材料代の対価として保護者に負担していただくことから、無料とすることは考えていません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

【学校給食センター】

(回答)

発表される情報に留意し、国内産材料や地元産物を基本に安全・安心な給食の提供に努めています。また、より安心していただくため、給食食材の産地と放射性物質測定結果を市のホームページで公表しています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【市民安全課】

(回答)

避難所における女性や高齢者への配慮といたしましては、生理用品、粉ミルクや乳幼児及び大人用の紙おむつを備蓄しているほか、一部避難所の出入り口にスロープを設けています。

また、春日井市地域防災計画では、避難所の運営における女性の参画、男女のニーズの違いに配慮するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めることとなっています。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。 【子ども政策課】

(回答)

妊婦や未就園児については母子保健、所属のある児童については保育園、幼稚園、学校等と連携をとり、児童虐待の予防や早期発見、早期対応ができる体制を敷いています。

要保護児童対策地域協議会の機能を包括した「春日井市子ども・若者総合支援地域協議会」を設置し、児童相談所や警察等の関係機関と連携し、適切に要保護児童等の支援が行えるようにしています。

児童虐待防止ホットラインを開設し、児童虐待通告には24時間体制で対応できるよう受付体制を整備しています。

職員については、複数名で担当していますが、状況に応じ、課在籍の保健師や保育士と共同して業務にあたっています。今後についても、適切な人員配置を要求していきます。

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。 【保険医療年金課】

(回答)

国民健康保険制度の安定的な維持・運営を図る中で、財政運営リスクの低減を目的とした国民健康保険制度の都道府県単位化の推進については、必要と考えています。

★②保険料(税)について 【保険医療年金課】

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせずに見越することはできません。平成20年4月には、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者への義務化など、医療制度が改定されたことから、税率の見直しを実施し、平成23年4月からは課税限度額の引き上げを実施しました。また平成25年度においては累積赤字の膨張を防ぐため、税率の見直しをしたところです。所得の少ない世帯へは、「7・5・2割軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

③保険料(税)滞納者への対応について

【保険医療年金課】

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。
- ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して、実施しています。また、短期証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日(～PM7:00)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けるとともに、加入者の生活実態などを把握する中で、滞納者への対応を実施しているところですので、ご理解ください。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

無保険者の調査の実施については、現在予定していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【保険医療年金課】

(回答)

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1～1.2倍までを減額とする取り扱いを実施しています。また、市ホームページに制度の案内を掲載しているほか、平成25年度からは、納税通知書にも制度の案内を掲載して周知に努めています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【障がい福祉課】

(回答)

障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。

国においては、平成24年4月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。このように、負担能力に応じた利用料となっていることから、課税世帯における利用者負担の軽減について、実施する予定は有りません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。 【障がい福祉課】

(回答)

障がい福祉サービス及び地域生活支援サービスにおいては、市が定める支給決定基準に基づいて支給量を決定しています。これは、障がい程度区分だけでなく、障がい者が生活する環境を考慮し、余暇利用も含めたものとなっています。また、基準を超えた申請については定型外として検討し、障がい程度区分判定審査会の意見を聴取することとしています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。 【障がい福祉課】

(回答)

移動支援は、行動援護の対象とはならない障がい者について、補完するものとされています。行動援護についても通所・通学など、通年かつ継続する利用内容については対象となっていないため、移動支援もこれに準じています。ただし、経路習得など、訓練のために一時的に必要な移動支援については、期間を限定して支給しています。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 【障がい福祉課、介護保険課】

(回答)

障害者総合支援法第7条には、同様のサービスについて介護保険制度を優先するよう明記されています。ただし、要介護5の認定を受けている方については、居宅介護等の利用をしていただけます。また、就労訓練等、日中の活動場所については要支援や要介護が認定されても、障がい特性に応じたサービスを選択し、利用していただくことができます。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。 【介護保険課】

(回答)

障がい者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護を利用する場合に利用者負担額の全額を免除する制度があります。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。 【教育総務課、高齢福祉課、市民安全課】

(回答)

地震等の災害発生時には、各小学校等に指定避難所が開設されますが、バリアフリー化については、小学校体育館における出入口のスロープ設置、トイレ便器洋式化と車椅子対応ブースの設置について整備方法の検討を進めていきます。

災害時要援護者のための避難所としては、市内12か所の公共施設を指定しており、障がい者・児、要介護者、妊産婦など、特別な配慮が必要な方の受け入れを行います。

また、市内の民間の社会福祉施設などと、災害時における要援護者等の受け入れに関する協定を締結しており、災害時に特別な配慮を要する方を受け入れてもらうこととなっています。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【高齢福祉課、市民安全課】

(回答)

災害時要援護者を地域で支援するため、個人情報の提供に同意した人の情報を、区・町内会・自治会及び民生委員に提供し、災害時に備えて情報共有をしています。

また、福祉圏域や県との災害時要援護者の情報については、構成市町の取り組みが異なることから、共有はしていませんが、保健所においては特定疾病をおもちの方々の情報を市町と共有を図る取り組みを行っていますので、今後、本市が所有する情報の共有についても検討していきます。

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【保険医療年金課、健康増進課】

(回答)

特定健診については、年1回無料で受診ができ、対象者の方へは「がん検診受診券」と同時に「特定健診受診券」を発送して、受診しやすいよう利便性を図っています。

がん検診については、毎年、対象の市民に個別で受診券を送付し、受診を勧めています。

受診料（自己負担）については、受益者負担を原則として、診療報酬を基準とした料金を受診者にご負担いただいています。ただし、その年度における年齢が70歳以上の市民（肺がん検診は、65歳以上の市民）と、次の条件に該当する市民については、無料で受診することが出来ます。

- (1) 春日井市国民健康保険加入者
- (2) 愛知県後期高齢者医療制度加入者
- (3) 生活保護世帯の人
- (4) 世帯全員が市民税非課税の人

歯周疾患検診としては、新たに45・55歳の節目を拡充し、40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の市民に個別で受診券を送付し、個別健診を無料で実施していますが、現在のところ毎年健診の予定はありません。また、18歳以上の市民を対象に歯科健診や歯科相談等を行う集団健診（歯周病予防教室）を無料で年4回実施しています。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【健康増進課】

(回答)

40歳未満の住民を対象とした健康診査として、18～39歳を対象に集団健診を無料で年間11回実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【健康増進課】

(回答)

これらワクチンについては、ヒブ等の予防接種が定期接種の対象となることが国会で

可決された際、付帯決議として、定期接種の対象とすることについて検討し、早期に結論を得ることとなっていますので、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めていきます。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。【健康増進課】

(回答)

高齢者肺炎球菌ワクチンについても、上記同様定期接種の対象とすることについて検討されていますので、今後も国の動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めていきます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。【健康増進課】

(回答)

風しんワクチン接種費用に対する助成制度は、愛知県の自治体への助成制度が接種費用の半額を補助基準額としていることから、同様の基準で制度設計を行い、今年度限りの事業として平成 25 年 6 月接種分から助成対象として開始しており、助成額を変更する予定はありません。

【助成額】

風しんワクチン：上限 3,000 円（生活保護受給者 6,000 円）

麻しん風しん混合ワクチン：上限 5,000 円（生活保護受給者 10,000 円）

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。【生活援護課】

(回答)

国への要望等は考えていません。

②消費税増税を中止してください。【財政課】

(回答)

国への要望等は考えていません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。【保険医療年金課】

(回答)

全国都市国民年金協議会を通じ、制度の充実と事務の円滑な推進を図るため、無年金者、低所得者等について、国の施策として救済・改善措置を実施すること等を要望しています。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。【保険医療年金課】

(回答)

国民健康保険の都道府県運営化及び、70～74歳の医療費における窓口負担2割への引き上げに対する中止についての要望等は考えていません。
また、後期高齢者医療制度については、今後の国の動向を注視していきます。

- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。 【介護保険課】

(回答)

介護保険の国庫負担や介護労働者の処遇改善については、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望をしていきます。

- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【保険医療年金課、子ども政策課】

(回答)

全国市長会を通じて、要望書を提出しているところです。

- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【市民病院 管理課】

(回答)

診療報酬改定については、関係団体を通じ、引き続き要望していきます。

- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【障がい福祉課】

(回答)

国においては、平成24年4月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなり、負担能力に応じた利用料となっていることから、利用者負担の撤廃について、実施する予定は有りません。

また、障害者総合支援法第7条には、同様のサービスについて介護保険制度を優先するよう明記されています。ただし、本市では要介護5の認定を受けている方については、居宅介護等の利用をしていただけます。そのほかにも、就労訓練等、日中の活動場所については要支援や要介護が認定されても、障がい特性に応じたサービスを選択し、利用していただくことができます。

- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。 【健康増進課】

(回答)

これらワクチンについては、ヒブ等の予防接種が定期接種の対象となることが国会で可決された際、付帯決議として、定期接種の対象とすることについて検討し、早期に結論を得ることとなっています。

これらワクチンが定期接種となった場合、市の財政負担が非常に大きくなることから、交付税での対応ではなく、全額国庫負担となるよう要望していきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。 【保険医療年金課】

(回答)

今後の県の動向や各市町村の動向を注視していきます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について県への要望等は考えていません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【保険医療年金課】

(回答)

今後の県の動向や各市町村の動向を注視していきます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について県への要望等は考えていません。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

【保険医療年金課】

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

この内容について県への要望等は考えていません。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について県への要望等は考えていません。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【障がい福祉課】

(回答)

障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。

国においては、平成24年4月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービ

ス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。このように、負担能力に応じた利用料となっていることから、補助制度を創設する考えは有りません。

- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。【障がい福祉課】

(回答)

この内容について県への要望等は考えていません。

(3)医療提供体制の充実のために

- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【市民病院 管理課、医事課】

(回答)

春日井市民病院は、平成 22 年 3 月に災害拠点病院の指定を受けています。

災害時の備えについては、食料、医薬品、燃料等の備蓄や、通信などのライフラインの機能保持に努めています。

また、必要な財政的援助につきましては、引き続き要望していきます。

- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

【市民病院 管理課、医事課】

(回答)

地域の医療機関と役割分担をするとともに連携を強化し、地域の中で医療を完結させる地域完結型医療を推進し、急性期病院としての役割を果たしていきます。

- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

【市民病院 管理課、医事課】

(回答)

平成 26 年 2 月に、隣接する総合保健医療センターに救急部を移転拡張し、救急医療体制の充実を図っているところです。また、必要な財政的援助につきましては、引き続き要望していきます。

- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。【健康増進課】

(回答)

全国的に医師不足が叫ばれる中、県立病院のみで県民医療を支えるのは難しいと思われるので、限りある医療資源を有効に活用するために民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担を図ることは、やむを得ないことと考えます。

- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。【市民病院 管理課】

(回答)

看護師については、積極的な採用を進めてきたところです。また、ワークライフバランスの問題に取り組み、勤務環境の改善を図っています。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。【保険医療年金課】

(回答)

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【保険医療年金課】

(回答)

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

以上